

林業安全コラム

健やかに重ねる年輪
健康管理
(林災防令和元年度 労働衛生標語)

○ 令和元年の労働災害の発生状況について

労働災害発生状況（速報）によると、令和元年の林業の死亡災害は31人で、前年と同じとなりました。31人の内訳は、伐木作業中が20人、集材作業中が3人、その他の作業中が8人です。集材とその他の作業11人のうち、7人はトラックや自動車が転落等して被災されています。

死亡災害発生状況（速報）

(令和2年1月7日現在)

業種	令和元年(1月～12月)		平成30年(1月～12月)		対30年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	763	100.0	824	100.0	-61	-7.4
建設業	246	32.2	286	34.7	-40	-14.0
林業	31	4.1	31	3.8	0	0.0
農業、畜産・水産業	27	3.5	16	1.9	11	68.8

資料：厚生労働省「令和元年における労働災害発生状況（速報）」

また、死傷災害は1,185人で前年比マイナス93人の減少となりましたが、事故の型別で見ますと、「切れ・こすれ」「激突され」による災害は対前年36人増加しています。

死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）（速報）

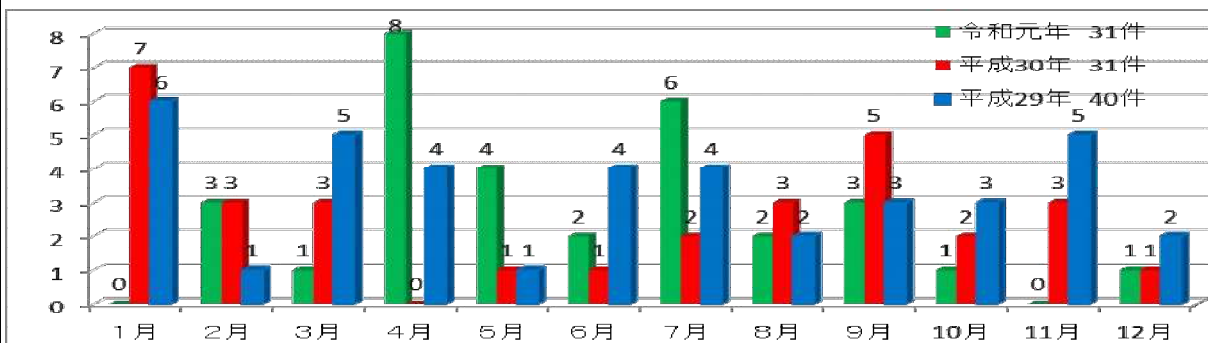
(令和2年1月7日現在)

業種	令和元年(1月～12月)		平成30年(1月～12月)		対30年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	112,219	100.0	113,579	100.0	-1,360	-1.2
建設業	13,813	12.3	14,020	12.3	-207	-1.5
林業	1,185	1.1	1,278	1.1	-93	-7.3
農業、畜産・水産業	2,661	2.4	2,660	2.3	1	0.0

資料：厚生労働省「令和元年における労働災害発生状況（速報）」

死亡災害の発生日は以下のとおりです。令和元年は1月期の災害は0件でしたが、本年1月は既に数件の発生報告をいただいております。関係各位におかれては、職場の安全管理体制の再確認、基本動作の励行、労働安全衛生規則や各種ガイドラインを遵守するなど、引き続き労働災害の撲滅に向けた取組をお願いします。

月別死亡災害発生件数（令和元年（速報）、平成30年、平成29年）



林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・宮崎県（発令期間：R元.10.21～R2.1.31）

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防令和元年度 労働安全標語)

○ 令和元年の労働災害の発生状況について

令和元年の死亡災害（速報値）は、18道県31人となり、平成30年（確定値）の20道県31人と比較して発生県は2県減ったものの、同数の発生となりました。各都道府県におかれましては、伐木作業、集材作業、トラック等の車両の運転時に死亡災害が発生していることも踏まえ、林業経営体等と連携した安全対策に取り組んで下さい。

○ 都道府県別死亡災害発生状況

北海道・東北

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	小計
R元	7	2		1		1	1	12
H30	6		2	1	3	1	1	14
H29	5	3	4		1			13

関東・甲信越

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	小計
R元								3		1	4
H30			2	1						1	4
H29	1		1	1						1	4

東海・北陸

	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	小計
R元				1	1		1	3
H30		1	2		2		1	6
H29			1	3	1	3	1	9

近畿

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	小計
R元	1						1
H30				1	1		2
H29					1		1

中国・四国

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	小計
R元		1	1							2
H30			1						1	2
H29		1				1		1	3	6

九州・沖縄

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	小計	全国計
R元				2	1	4	2		9	31
H30					1	1	1		3	31
H29	1					5	1		7	40

注：平成29年、30年は死亡災害報告（厚生労働省）による確定値。
令和元年は死亡災害報告（厚生労働省）による令和元年12月末の速報値。

○ 令和元年度補正予算について

令和元年度補正予算で「林業労働力強化対策」を実施します。これは、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策の中で、林業経営体・林業労働力強化対策として実施するもので、生産性向上等体質強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定する体質強化計画に参画する林業経営体等が行う「林業安全衛生装置・装備の導入や研修の実施」に対して1/2を助成します。

詳細は次号でお伝えします。

※写真は助成対象

装置・装備の候補案



林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・宮崎県（発令期間：R元. 10. 21～R2. 2. 29）・大分県（発令期間：R2. 1. 20～R2. 4. 30）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>
- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。
(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html
首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について

伐木作業等における安全対策を強化するため、昨年2月労働安全衛生規則が改正され、今般、ガイドライン※も改正されました。これまでもガイドライン等を踏まえて伐木作業等の労働災害の防止に努めていただいていたところですが、今回の改正内容について都道府県労働局、労働基準監督署とも連携し、適切に周知をお願いします。また、引き続きガイドライン等を遵守していただくようご指導をお願いします。※標記のガイドラインのほかに、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」も改正されています。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「**安衛則**」という。)及び「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」(H27.12.7基発1207第3号。以下「**ガイドライン**」という。)に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「**伐木等作業**」という。)の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「**改正省令**」という。)により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策(義務)であることをより明確に示すこと。
(主な安全対策)
 - ・ 安衛則第485条第1項に基づき、**事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。**
 - ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。
 - ・ **かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。**
(ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)(図2)(ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り
(ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等**の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載を**より適切な表現に改める**こと。
- ④ 「**かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン**」(H14.3.28基安発第0328001号)に係る記載を**ガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



○令和元年度補正予算について

前号でご紹介した令和元年度補正予算「林業労働力強化対策」について、いくつかの県からお問い合わせをいただきました。体質強化計画に定める「原木安定供給計画」の原木安定供給計画参画事業実施主体名に記載のある経営体が行う「林業安全衛生装置・装備の導入や研修の実施」について、当該事業の実施主体である民間団体が1/2を助成する事業です。各都道府県の皆様にも若干ご協力をいただきたいと思いますと考えています。詳細は別途連絡します。

林業死亡労働災害多発警報発令状況(林業・木材製造業労働災害防止協会発表)
・北海道(発令期間: R2. 2. 18~R2. 5. 31)・大分県(発令期間: R2. 1. 20~R2. 4. 30)

- ・ 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

- ・ 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・ 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ: 全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL: 070-6437-1562 FAX: 03-5802-3298 E-mail: motojima@zousei-osei.org)

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL: 03-3502-1629

林業安全コラム

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

○労働安全衛生規則一部改正（特別教育）の適用について

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

○ 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(平成32年8月1日)より前、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が深く傾いている立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかつている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)

(※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学教科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
伐倒の合図 逃避の方法	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理	4時間	1時間	1時間	2時間
II チェーンソーに関する知識					
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	チェーンソーの点検及び整備の方法	2時間	1時間	1時間	2時間
III 振動障害及びその予防に関する知識					
振動障害の原因及び症状	振動障害の予防措置	2時間	1時間	1時間	2時間
IV 関係法令					
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係事項		1時間	1時間	1時間	1時間
V 伐木等の方法					
造材の方法	伐木の方法 かかり木の処理の方法	5時間	30分間	30分間	2時間
VI チェーンソーの操作					
基本操作 応用操作		2時間	1時間	1時間	2時間
VII チェーンソーの点検及び整備					
チェーンソーの点検及び整備の方法	ソーチェーンの目立ての方法	2時間	1時間	1時間	2時間

伐木作業等における安全対策を強化するため、昨年2月12日改正労働安全衛生規則が公布等され、改正内容は順次適用されてきました。

本年8月1日には、改正内容の最後である特別教育に関する内容が適用され、同日までにチェーンソー作業の特別教育に関する追加項目等の講習が終了していないと、チェーンソー作業に従事できないことになるのはご存知のとおりです。

コロナウイルスの関係で、予定していた補講が開催できなく、8月1日までの実施が危ぶまれる状況になりそうとの声が聞こえてきます。

研修を開催できない、また市販の研修に参加できないのであれば、林業労働対策室が昨年2月18日に出した「チェーンソーによる伐木等業務の特別教育の統合に伴う補講に関する参考資料」に記載の「企業内で補講を行う」ようご指導等をお願いします。

当時とは情勢が変わり、現在では林災防において補講用テキストが販売されていますので、より実施しやすい状況となっております。

よろしくをお願いします。

○令和元年度補正予算について

前号、前々号でご紹介した令和元年度補正予算「林業労働力強化対策」について林業経営体の皆様から期待する旨の連絡をいただきました。申し訳ないですが、体質強化計画の「原木安定供給計画」に参画している経営体のみへの助成になります。募集を始める等何らかの動きがある場合は当コラムでもお知らせします。情報をお待ちください。

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）
 ・北海道（発令期間：R2. 2. 18～R2. 5. 31）・宮城県（発令期間：R2. 3. 19～R2. 6. 30）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>
- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。
 （お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
 TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-bosei.org）

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629

林業安全コラム

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html
 首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

○令和元年度補正予算 林業労働力強化対策事業について

林野庁令和元年度補正予算 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策のうち、林業経営体・林業労働力強化対策事業の「林業労働力強化対策事業」の公募が始まりました。

これは安全コラムの2月号からお知らせしていた、「林業労働安全衛生装置・装備の導入と研修の実施に対して1/2を助成する」事業です。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる装備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している森林組合や林業経営体が助成対象となっています。助成の総額は国費3千万円で、導入しようとする装備・装置や研修の内容等について企画運営委員会が審査を行い助成対象経営体を選定します。申し込みの期限は6月19日17時（必着）で、6月12日17時までに申込表明書の提出が必要です。詳細は事業実施主体である（株）森林環境リアライズのホームページをご確認下さい。<https://www.f-realize.co.jp/anzenr02/>

- ※ 事業についての問い合わせ等（株）森林環境リアライズ ☎011-699-6830まで。
- ※ 体質強化計画を福島県、千葉県、東京都、神奈川県、香川県、沖縄県は作成していませんので、該当県の林業経営体は当該事業の対象外です。
- ※ 原木安定供給計画に参画しているかどうかを知りたい場合は、林野庁経営課労働安全衛生班、森林環境リアライズ、道府県（富山県、長野県、奈良県を除く）まで。

※写真は助成対象
装置・装備の例



○雇用調整助成金の特例措置について

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主については特例措置を講じていますが、本年4月1日から助成内容・対象の拡大を行っています。

【特例措置の内容】（緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）の休業等に適用）

- (1) 休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業5分の4、大企業3分の2）
- (2) 解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業10分の9、大企業4分の3）
- (3) 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- (4) 継続して雇用された期間が6ヶ月未満の新規学卒者などの労働者も対象
- (5) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能
- (6) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

雇用保険、労働災害補償保険に加入していない暫定任意適用事業の林業を営む事業主は、厚生労働省への申請に先立ち林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です。

証明申請書式のURL → https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kotyokin_0428.html

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・北海道（発令期間：R2.2.18～R2.5.31）・宮城県（発令期間：R2.3.19～R2.6.30）

- ・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

- ・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁
 林業労働対策室
 労働安全衛生班
 TEL:03-3502-1629



https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html
 首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

○令和元年の労働災害発生状況について（確定値）

令和元年の労働災害発生状況（確定値）は、死亡者数は33人で前年に比べ2人（6.5%）増加。

平成31年／令和元年における死亡災害発生状況（確定）

業種	平成31年1月～令和元年12月		平成30年（1月～12月）		対平成30年比較	
	死亡者数（人）	構成比（%）	死亡者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	845	100.0	909	100.0	-64	-7.0
建設業	269	31.8	309	34.0	-40	-12.9
林業	33	3.9	31	3.4	2	6.5
農業、畜産・水産業	30	3.6	19	2.1	11	57.9

資料：厚生労働省「平成31年／令和元年における労働災害発生状況（確定）」

一方、死傷者数は1,248人で前年に比べ94人（7.0%）減少。

平成31年／令和元年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）確定

業種	平成31年1月～令和元年12月		平成30（1月～12月）		対30年比較	
	死傷者数（人）	構成比（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	125,611	100.0	127,329	100.0	-1,718	-1.3
建設業	15,183	12.1	15,374	12.1	-191	-1.2
林業	1,248	1.0	1,342	1.1	-94	-7.0
農業、畜産・水産業	2,991	2.4	2,949	2.3	42	1.4

資料：厚生労働省「平成31年／令和元年における労働災害発生状況（確定）」

死亡災害は昨年より増加しましたが、死傷災害は10年前や15年前と比較すると減少しています。しかしながら、

業種別死傷年千人率（休業4日以上）の推移 平成28年～平成31年/令和元年

業種	平成31年/令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
全産業	2.2	2.3	2.2	2.2
建設業	4.5	4.5	4.5	4.5
林業	20.8	22.4	32.9	31.2
農業	5.2	5.2	4.9	5.1
漁業	7.3	7.4	8.1	8.9

資料出所：労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

災害の発生率は、全産業の約10倍と高い状況が続いています。引き続き、労働災害の撲滅に向けた取組をお願いします。

○林業労働安全に関する雑感

- チェーンソー防護ブーツは歩きづらく、斜面では逆にすべって危険との声がありますが、「緑の雇用」事業の研修生には防護ブーツの着用を求めています。最初に履くのが地下足袋でなければ、スムーズに着用が進むのかも。当方は地下足袋、腰鋸、ヘルメット世代です。
- 防護地下足袋が作れないのでしょうか。地下足袋の履き心地で切創の際は防護素材が出る地下足袋の開発をお待ちしております。中国地方のメーカーさん、研究開発を期待します。

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）

・宮城県（発令期間：R2.3.19～R2.6.30）

- 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

- 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org

林野庁
 林業労働対策室
 労働安全衛生班
 TEL:03-3502-1629